

令和8年度版

獣医師職の業務内容について

千葉県



畜産産出額
全国 第5位



《 内容 》

① 千葉県の畜産

② 獣医師職で採用されたら？





畜産農家の分布（牛）

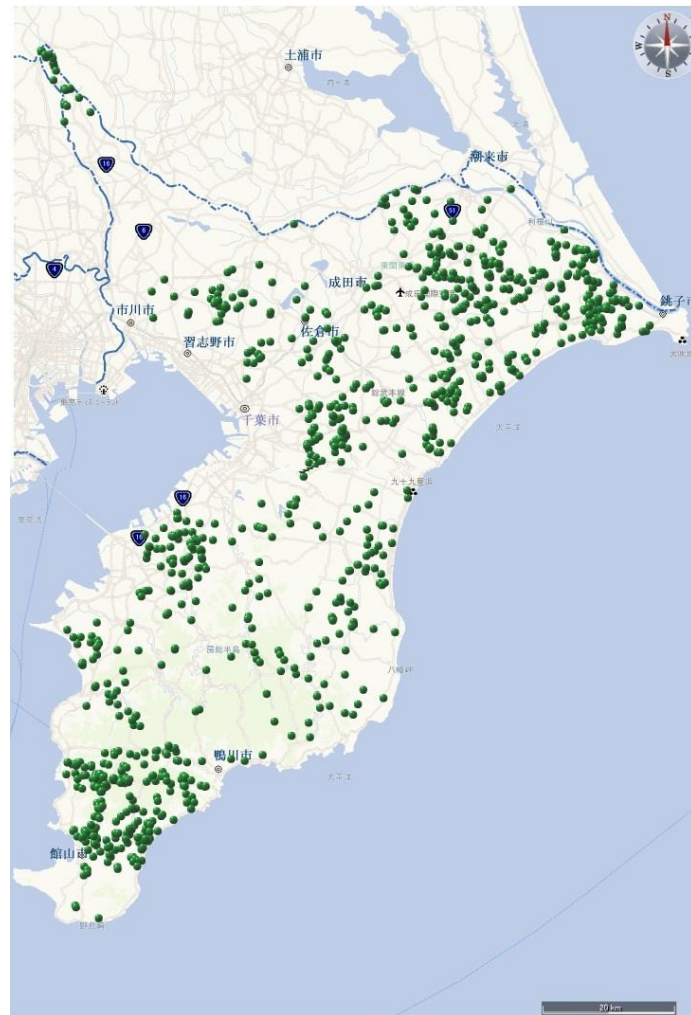
【酪農】

- 飼養戸数 342戸（全国6位）
飼養頭数 25,200頭（全国6位）
1戸当たり飼養頭数 73.7頭
- ・ 広い範囲に分布し、千葉県全体が酪農の産地。
 - ・ 酪農の発祥の地とも言われている。

【肉用牛】

- 飼養戸数 210戸（全国27位）
飼養頭数 40,600頭（全国19位）
1戸当たり飼養頭数 193.3頭
- ・ 県北東部（香取、海匝地域）に大規模層が集中。

※数値は農林水産省「令和7年畜産統計」から





畜産農家の分布（豚）

【養豚】

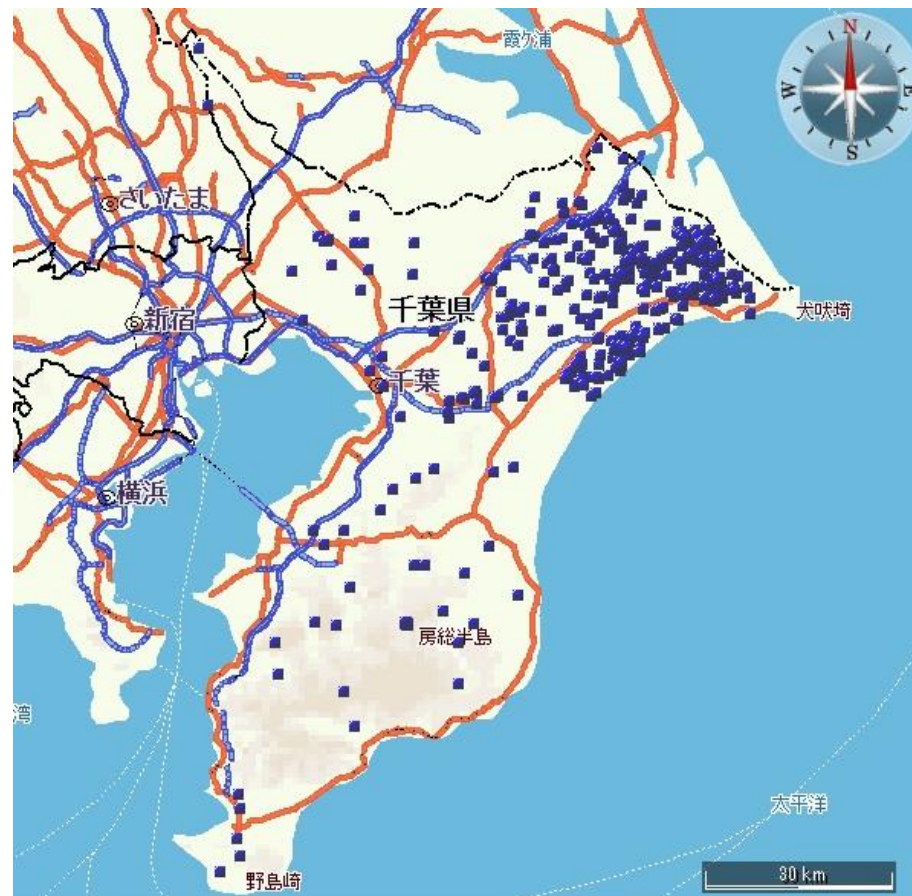
飼養戸数 216戸（全国3位）

飼養頭数 580,700頭（全国5位）

1戸当たり飼養頭数 2,688頭

- 県北東部（香取、海匝地域）に密集している。

※数値は農林水産省「令和6年畜産統計」から





畜産農家の分布（鶏）

【採卵鶏】

飼養戸数 88戸（全国3位）

成鶏羽数 11,186千羽（全国1位）

1戸当たり成鶏羽数 127.1千羽

- ・ 県中央部（君津地域）や
県北東部（香取、海匝地域）に
大規模経営農場が密集。

【ブロイラー】

飼養戸数 24戸（全国17位）

飼養羽数 1,935千羽（全国15位）

1戸当たり飼養羽数 80.6千羽

※数値は農林水産省「令和6年畜産統計」から



獣医師職の主な配属先

◆農林水産部

本庁：畜産課

出先：家畜保健衛生所

農業事務所

畜産総合研究センター

派遣：千葉県競馬組合

家畜衛生対策・防疫

競馬運営



◆健康福祉部

本庁：衛生指導課

出先：食肉衛生検査所

保健所（健康福祉センター）

動物愛護センター

衛生研究所

と畜検査・食鳥検査

◆環境生活部

本庁：自然保護課

動物愛護・保護管理

畜産課

2室2班で構成

畜産業の振興に関する施策の企画・立案



〔企画経営室〕 企画、予算、畜産物の流通、販売促進など

〔生産振興班〕 牛・豚・鶏の生産振興及び改良増殖、
養蜂の振興など

〔環境飼料班〕 家畜ふん堆肥の有効利用、自給飼料の
生産拡大など

〔家畜衛生対策室〕

飼養衛生管理基準遵守徹底による
疾病の発生予防、まん延防止など



衛生指導課

4班で構成

食品衛生や公衆衛生等に関する施策の企画・立案

〔企画調整班〕 企画、予算、食品衛生の広報・啓発など

〔食品衛生監視班〕 食品営業施設の監視・指導
食中毒予防・違反食品対策など

〔公衆衛生獣医班〕 と畜・食鳥検査、狂犬病予防対策
動物愛護管理思想の啓発など

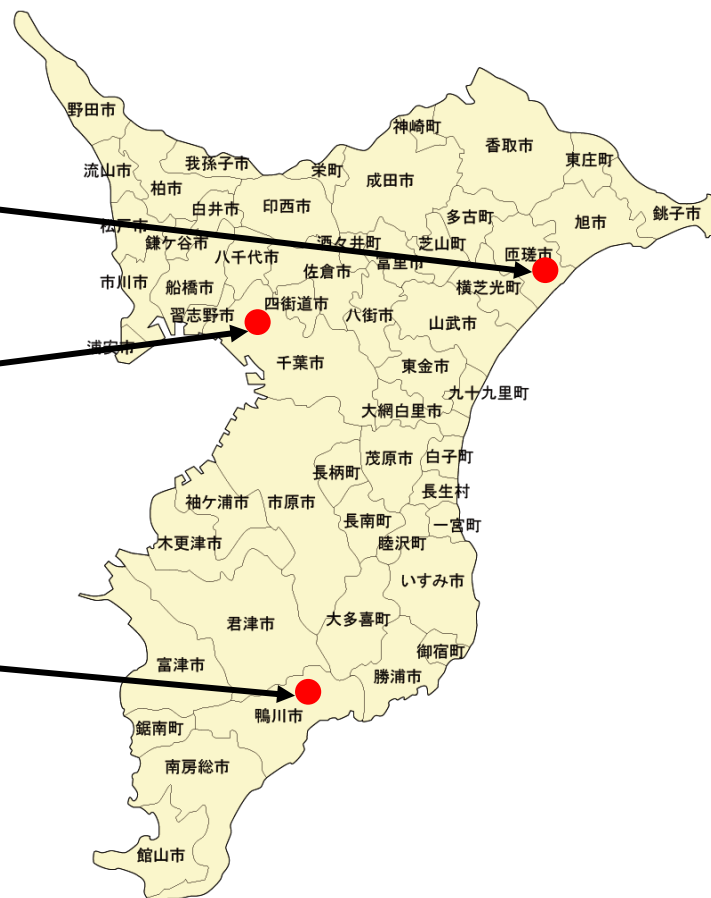
〔生活衛生推進班〕 生活衛生関係営業施設の監視・指導など

家畜疾病の発生予防に関する生産者への指導や、家畜伝染病発生時のまん延防止作業の中核となる組織です。

東部家畜保健衛生所
(匝瑳(そうさ)市)

西部家畜保健衛生所
(千葉市)

南部家畜保健衛生所
(鴨川市)



- 家畜(牛・豚・鶏・馬など)の各種検査
- 家畜衛生指導
- 家畜防疫作業
- 獣医事・薬事



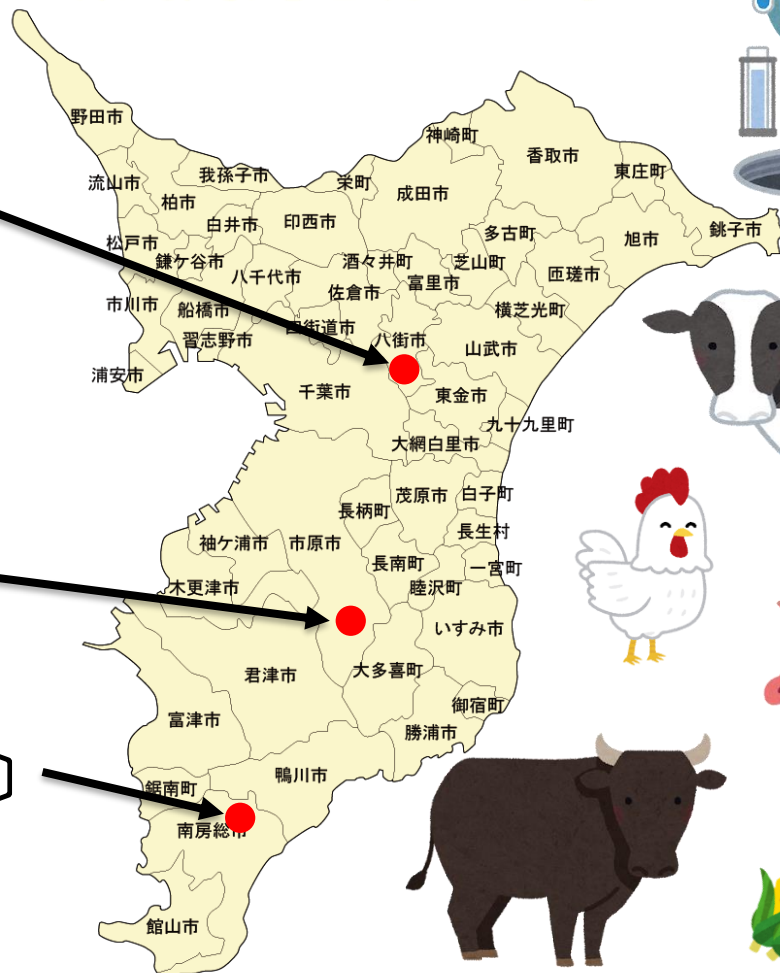
畜産農家が求める生産性の向上・
環境に調和した畜産技術の研究開発を行います

〔本所（八街市）〕

- 企画環境研究室
- 乳牛肉牛研究室
- 養豚養鶏研究室

〔市原乳牛研究所（市原市）〕

〔嶺岡乳牛研究所（南房総市）〕



畜産農家の生産力強化につながる技術開発や育種改良に取り組むとともに、環境や資源に配慮した持続可能な畜産技術の開発を行う。

【施設整備について検討が進んでいる】

企画環境研究室

【企画】試験方針の策定やセンター外にまたがる業務の企画、調整
【環境】浄化槽など家畜排せつ物の処理・利用に関する研究
【飼料】飼料作物の品種や栽培に関する研究など

乳牛肉牛研究室

【乳牛】飼料の有効利用技術や、乳房炎予防技術の開発など
【肉牛】脂肪の質の改善技術など

養豚養鶏研究室

【養豚】系統豚の開発維持、アニマルウェルフェアに関する研究など
【養鶏】飼料の効率的な利用、遺伝資源保存復元技術の開発など

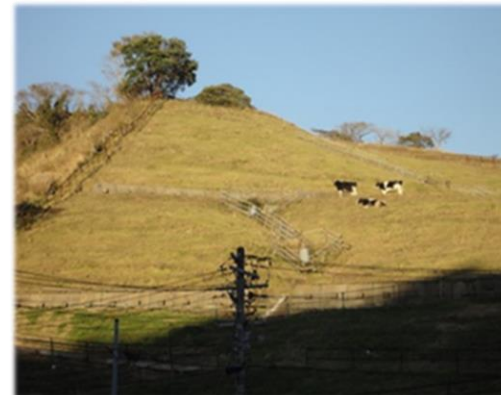


市原乳牛研究所

県内酪農家から子牛を預かり育てる(育成牧場)
集団育成牛群の繁殖技術や管理技術の改善など

嶺岡乳牛研究所

受精卵の効率的利用技術等に関する研究
優良な乳用牛の受精卵供給試験など



主な研究成果

 採卵鶏におけるアニマルウェルフェアに配慮したケージシステムの検証

 採卵鶏主要銘柄長期飼育比較

 繁殖母豚の分娩舎での暑熱対策

 ランドレース種系統豚ボウソウL4

 黒毛和種去勢肥育牛のビタミンAコントロール

 ICTを活用した省力的な乳用牛の分娩管理・繁殖管理

 養豚排水中の硝酸性窒素低減技術

 畜産排水の低コスト脱色技術と硫黄脱窒システムの開発

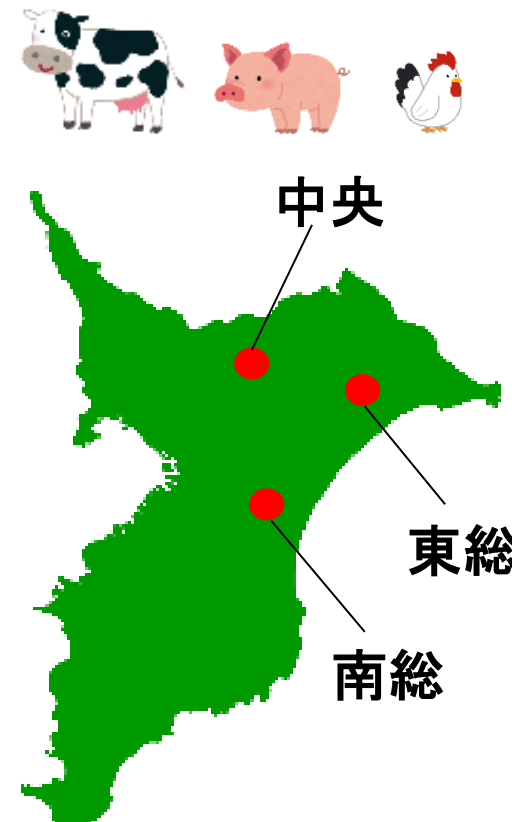
 飼料イネ専用品種の収穫時期別収量性と消化性の解明

 飼料用トウモロコシの二期作栽培技術

食肉、食鳥肉の安全・安心を確保するため、1頭羽ごとに獣医師による検査を実施しています。

この検査に合格したものだけが食用として流通します。
(令和6年度検査実績 牛:約2.4万頭、豚:約82万頭、鶏:約128万羽)

- ・ 県内3カ所に設置され、約60名の獣医師が所属
- ・ 主な業務(任用資格)
 - と畜検査員(獣医師のみ)
 - 食鳥検査員(獣医師のみ)
 - 食品衛生監視員
- ・ 配属課
 - 検査指導課 : と畜、食鳥検査及び措置
 - 精密検査課 : 理化学的、細菌学的、生化学的、病理学的検査
 - HACCP推進課 : と畜場、食鳥処理場におけるHACCPを用いた衛生管理の推進



と畜検査

- と畜場法に基づき、食用に供する牛・豚・馬・めん羊・山羊は、と畜検査員（獣医師）による1頭ごとの検査（と畜検査）が義務付けられており、この検査に合格したものだけが食肉として流通し食卓に上がります。
- この検査で全身性の異常が見つかり、皮・内臓・枝肉の全てが廃棄され、一部に限局した異常が見つかったものは、異常のある部分が廃棄されます。

生体検査

- 病歴情報の確認、望診、必要に応じて触診、聴診、検温等
- 不合格の場合、病畜と室での処理、とさつ禁止の措置

解体前検査

- 血液性状の観察
- 不合格の場合、解体禁止の措置

解体後検査

- 切開を伴い望診、触診によるほか、必要に応じて精密検査
- 不合格の場合、全部又は一部廃棄の措置



食鳥検査

- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食用に供する鶏、あひる、七面鳥等の鳥肉は、食鳥検査員(獣医師)等による検査(食鳥検査)が義務付けられており、食鳥検査に合格したもののみが出荷され食卓に上ります。
- ・ この検査で不合格となったものについては、廃棄されます。

生体検査

- ・ ロット単位で望診
- ・ 不合格の場合、隔離、とさつ・脱羽禁止の措置

脱羽後検査

- ・ 1羽ごとにとたい体表状況の望診、触診によるほか、必要に応じて精密検査
- ・ 不合格の場合、廃棄の措置

内臓摘出後検査

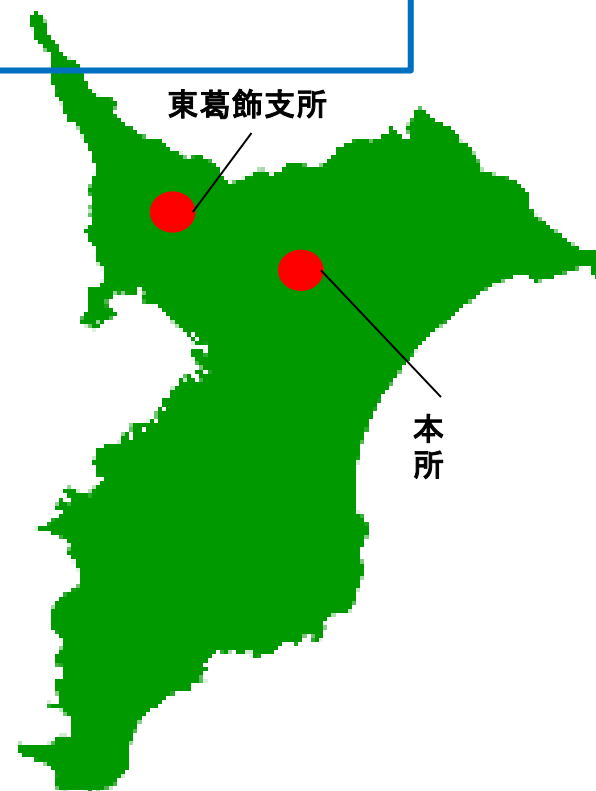
- ・ 1羽ごとに内臓、体壁の内側面を望診、触診によるほか、必要に応じて精密検査
- ・ 不合格の場合、廃棄の措置

食鳥処理衛生
管理者に異常
確認させるこ
とで一部を省
略できる



動物愛護センターは動物愛護の精神を住民に広めるとともに、狂犬病の予防や動物による危害の防止などを通じて、動物との住みよい生活環境づくりを進めるための施設です。

- 本所と東葛飾支所の県内2カ所に設置され、約10名の獣医師が所属
- 業務（任用資格）
狂犬病予防員（獣医師のみ）
動物愛護管理員（獣医師・愛玩動物看護師など）
- 配属課
保護指導課・愛護管理課



主な業務

動物愛護

人間と動物が共生できる豊かな社会づくりを進めるために、動物の終生飼養の啓発や、犬のしつけ方教室・動物愛護教室などを開催しています。



動物の収容・譲渡

逃げ出してしまったたり、ケガなどをした動物を収容したり、野犬を捕獲・抑留することもあります。

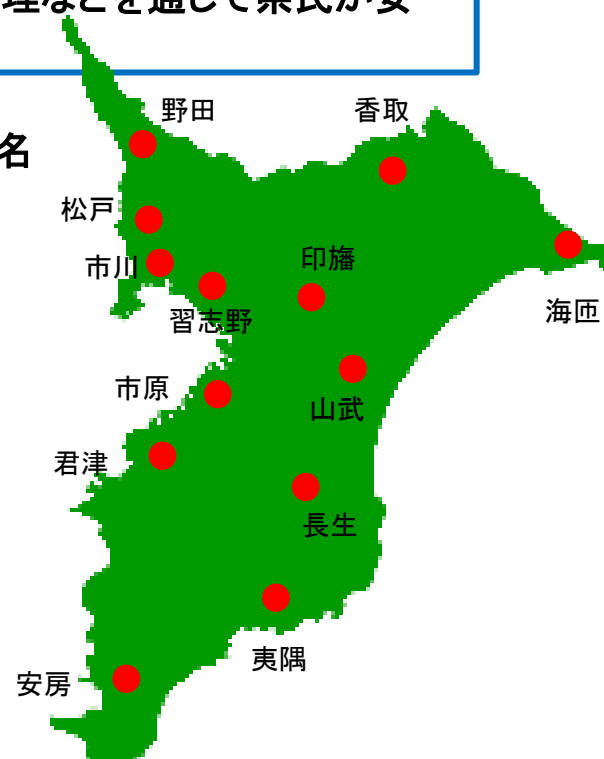
収容した動物については、飼い主が判明した動物は適正飼養について指導したうえで返還し、飼い主が判明しなかった動物に関しては、殺処分数の削減を目的として、可能な限り譲渡を実施しています。

やむを得ない事情の場合の引取り等も行っており、引取りについては事前相談に応じ、犬猫の飼い主(あげたい方)に対して新たな飼い主(欲しい方)を探す機会(犬と猫との出会いの場)の提供も行っています。



保健所(健康福祉センター)は地域住民の健康や衛生を支えるための施設です。
人に関する対人保健業務と生活に関する対物保健業務があり、獣医師が関わるのは主に対物保健業務です。
保健所に勤務する獣医師は食品・環境衛生、動物愛護管理などを通して県民が安心して暮らせるよう監視指導しています。

- ・ 県内13(支所などを含めると16)カ所に設置され、約50名の獣医師が所属
- ・ 主な業務(任用資格)
食品衛生監視員・環境衛生監視員
狂犬病予防員(獣医師のみ)
動物愛護管理員(獣医師・愛玩動物看護師など)
- ・ 主な配属課
健康生活支援課・生活衛生課・食品機動監視課
総務企画課・検査課など



主な業務

食品衛生

飲食店等の食品営業施設に対する食品営業許可や衛生指導などの業務を行っています。

食中毒予防などの指導を行い、特に地方公設市場や大規模食品製造施設など、監視指導の重要性が高い施設に対しては、食品機動監視課が衛生管理状況等の監視指導を行っています。

万が一食中毒が発生した場合は、迅速な原因究明と拡大防止のための健康危機管理対策を実施します。



動物愛護管理・狂犬病予防

以前は野犬の捕獲など狂犬病予防を目的とした業務がほとんどでしたが、近年は様々なペットを対象とした愛護関係の業務が増えてきています。

ペットショップなど動物を取り扱う業者への指導や、動物の飼い方指導などの動物愛護管理に関する業務を行っています。



生活衛生

住民の日常生活に密着している理容所・美容所・旅館ホテル等の生活衛生関係営業施設について、衛生管理状況の監視指導を行い、施設の衛生水準の維持向上を図っています。

『標準営業約款制度[Sマーク]をご存じですか!』



厚生労働大臣認可

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)保護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めんめん飲食店」、「一般飲食店」では、店頭にSマークを掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

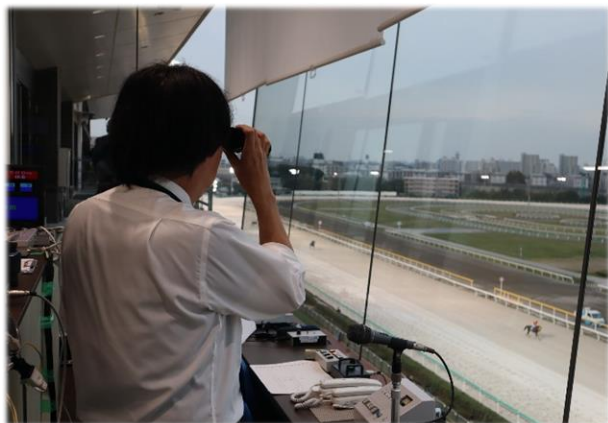
詳しくは、(財)千葉県生活衛生営業指導センター (☎043-307-8272) までお問い合わせ下さい。

千葉県競馬組合派遣

- ・地方競馬である船橋競馬を運営(特殊配属)
- ・委員会に所属し、執務を行っています。

- ・委員長 ・副委員長 ・裁決委員
- ・決勝審判委員 ・馬場管理委員
- ・検量委員 ・発走委員 ・獣医委員
- ・番組編成委員 ・投票委員
- ・広報委員 ・警備委員 etc

※太字: 畜産職・獣医職が配属されたことのある委員



インターンシップの様子



大学の夏休み期間を中心に、家畜保健衛生所、畜産総合研究センター等で体験研修を実施しています。(申込期間:5月下旬～6月中旬頃)

参考:令和7年度募集案内

<https://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/jinji/internship/>



最後に

暮らしやすく、働きやすい 千葉県と一緒に働きませんか？

お待ちしております！

